

お墓 Q & A

よくある質問を紹介します



市民生活課市民生活係
☎ 0824・73・1154

Q お墓をつくるにはどうしたらいいですか？

A 市へ申請が必要です。書類と現地を確認した上で、許可証を発行します。

Q お墓を新しくつくるのではなくて、今ある墓石ごと自分の土地に持っていきたいのですが？

A 既存の墓石を移動する場合でも、今まで墓地ではなかった場所に設置するのであれば申請が必要です。

Q 自分の土地であればどこにでもつくるができますか？

A お墓が安定して設置できる場所など環境に配慮してつくります。また周囲100メートルの住民にお墓を設置することをお知らせする必要があります。

Q お墓をつくる許可が下りるまで、どのくらい時間がかかりますか？

A 書類や現地確認で問題がなければ一週間程度で許可証を発行します。ただし、土地が田や畑の場合は、農業委員会への手続きに時間を要することがあります。

Q お墓はつくらないのですが、遺骨だけ別のお墓に移動したいのですが？

A 遺骨を別のお墓に移す場合は、改葬という手続きが必要になります。こちらは書類に不備がなければ、即日許可証を発行します。

★不明な点は市民生活課市民生活係（☎ 0824・73・1154）または各支所市民生活係にお問い合わせください。



安心・安全な毎日のために

消防職員を名乗る不審電話にご注意を！

備北地区消防組合管内で、消防職員を名乗る人物から不審な電話があつたとの情報が4件寄せられました。また全国各地でも同様の不審な電話が確認されています。

注意 不審な電話の事例

▼「消防署から防災グッズを無料配布しています」という内容。

▼「防災関係の調査でお聞きしたいのですが、現在一人暮らしですか？」という内容。



庄原消防署 ☎ 0824・72・9911
東城消防署 ☎ 08477・2・4005

消防署は、防火・防災グッズの無料配布や、消火器や住宅用火災警報器の販売・点検は行っていない。また、それらの目的で住所、氏名、世帯情報などの個人情報、電話で尋ねることとはありません。



不審な電話だと感じたら

氏名や住所、世帯状況などの個人情報に質問されても絶対に答えず、すぐに電話を切ってください。

★消防職員を名乗る不審な電話がありましたら、すぐに最寄りの消防署までお知らせください。

